

委員会が目指すエネルギーシステム (ミッション)

すべての需要家に、低廉・安定・多様なエネルギーを
そのため、すべての事業者に、公平・多様な事業機会を

市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が、主体的かつ合理的に行動する結果として、
中長期的にも、経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く

これらは、国民生活をより豊かにするとともに、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展にもつながるもの

委員会が目指す組織の姿 (ビジョン)

市場への信頼を守る

- 市場への信頼を損ねる行為を是正
- 適切に消費者の利益を保護
- 市場との対話、消費者、事業関係者等への正確な情報の発信

市場メカニズムを適切に活用する

- 将来あるべき電力・ガスシステムを見据え、市場とシステムが、全体として整合的に機能し、適切なメカニズムが働くよう、課題を明確化し、対応策を提言・実施

NWの適正性を確保する

- 地域独占であるNW部門の中立性、公平性、効率性を確保
- 新技術の出現も踏まえたNW性能やサービスレベルの向上

委員会が重視する価値観 (バリュー)

独立性・専門性

独立した専門組織として設立された原点を重視しつつ、専門性の継続的なアップデート

透明な運営

透明性を重視し、判断やその根拠データの積極発信を通じての、組織運営の信頼性を向上

本質・未来志向

高い視座から全体構造や中長期のあるべき姿を見通し、課題を検討

データを重視

様々なデータを幅広く集積、客観的に分析し、小さな情報も見逃さず、DX、AI化等の積極的な推進

実効ある行動

問題に対し、迅速に事実を解明し、ルールに則り毅然として対処

更なる高みへ

世界の動き・将来像も見据え、国内外の関係機関との積極的な連携を通じた情報収集・発信し、更なる高みを目指す

1. 委員会の審議経過

第566回	2025年4月9日	「電気事業の部門別収支に関する監査について」の制定について 一般担保付社債の発行状況等の第2回フォローアップについて 長期脱炭素電源オークションに係る応札価格の監視結果について ガス小売事業者に関する今後の対応について 小売電気事業者に関する今後の対応について 小売電気事業の登録について 電気の卸取引の監視について	公開開催 非公開開催
第567回	2025年4月28日	「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定に係る報告について 内外無差別な卸売等のコメントに基づく評価の考え方(改定案)について 仲裁委員候補者名簿の改定について 長期脱炭素電源オークションに係る応札価格の監視結果について 一般送配電事業者からの報告について 小売電気事業の登録について 電気事業法施行令第34条等の規定に基づくあっせん及び仲裁の状況の報告について 電気の卸取引の監視について	公開開催 非公開開催
第568回	2025年5月12日	「適正な電力取引についての指針」の改定の建議について 電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置に係る経済産業大臣への建議について 電力・ガス取引監視等委員会における「中期方針(2024年度～2026年度)」及び「機能強化方針」のフォローアップ(案) 電力・ガス取引監視等委員会の活動状況(2024年度)について 電力・ガス取引監視等委員会の活動状況(2023年4月～2024年3月)の修正について 経済産業局長等に委任された事務の実績に係る定期報告について 非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場)2024年度第3回オークションに係る監視結果の報告について 小売電気事業の登録について ガス小売事業者等に関する今後の対応について	公開開催 非公開開催
第569回	2025年5月23日	一般ガス導管事業者の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催
第570回	2025年5月28日	ガスの特別な事後監視について(報告徴収) ガスの特別な事後監視について(令和6年度第3四半期) 2024年度電気事業監査及びガス事業監査の結果について 一般送配電事業者からの報告について 一般ガス導管事業者の託送供給約款の変更の認可について 一般ガス導管事業者の供給区域の変更の許可について 容量市場 2025年度追加オークションに係る事前監視の結果について 小売電気事業等の登録について	非公開開催
第571回	2025年6月10日	ガス導管事業者の 2023年度託送収支事後評価とりまとめについて ガス小売事業者の変更登録について 小売電気事業の登録について 小売電気事業者に対する今後の対応について	公開開催 非公開開催
第572回	2025年6月18日	一般ガス導管事業者の供給区域の変更許可について	書面開催
第573回	2025年6月20日	「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る特定小売供給約款の特例認同等について	公開開催
第574回	2025年6月23日	2024年度電気事業監査及びガス事業監査の結果について 卸電力取引所の業務規程の変更認可について 2025年度電気事業監査及びガス事業監査の計画等について 一般担保付社債のフォローアップに関する報告徴収結果について 小売電気事業者に関する今後の対応について 特定供給の許可について 小売電気事業の登録について	公開開催 非公開開催
第575回	2025年7月7日	内外無差別な卸売等のコメントに基づく評価の考え方(改定案)の意見公募手続の結果について 電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について 電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について 電力広域的運営推進機関の2024年度財務諸表等の承認について 「2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)」の改定を踏まえたインバランス料金制度の改正に関する建議について 一般ガス導管事業者の託送供給約款以外の供給条件の認可について 小売電気事業の登録について ガス小売事業者の変更登録について ガスの特別な事後監視について(令和6年度第4四半期)	公開開催 非公開開催
第576回	2025年7月15日	一般ガス導管事業者の供給区域の変更許可について	書面開催
第577回	2025年7月22日	一般送配電事業者からの報告について	非公開開催
第578回	2025年7月28日	容量市場 2025年度追加オークションに係る事後監視結果の報告について 小売電気事業の登録について ガス小売事業者に関する今後の対応について 電気の卸取引の監視について ガスの卸取引の監視について 供給区域外に設置する電線路による供給の許可について	非公開開催
第579回	2025年8月8日	小売電気事業の登録について ガス小売事業者の変更登録について	非公開開催
第580回	2025年8月25日	制度設計・監視専門会合の構成員の変更について 料金制度専門会合の構成員の変更について あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について ガス大手の小売経過措置料金規制解除に伴うコミットメントのフォローアップについて 非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場)2024年度第4回オークション及び証書の相対取引に係る監視結果について 小売電気事業者の登録について	公開開催 非公開開催
第581回	2025年8月28日	令和7年8月6日からの大雨による災害による託送供給約款の特例認可について	書面開催
第582回	2025年9月10日	ガス小売事業者等に関する今後の対応について 小売電気事業の登録について	非公開開催
第583回	2025年9月19日	供給区域外に設置する電線路による供給の許可について	書面開催
第584回	2025年9月25日	ベースロード市場の監視について 容量市場 2025年度メインオークションに係る事前監視の結果について ガス小売事業者・小売電気事業者に関する今後の対応について 小売電気事業者に関する今後の対応について ガス小売事業者の登録について ガス小売事業者の変更登録について 小売電気事業の登録について	非公開開催
第585回	2025年10月8日	ガスの特別な事後監視について(令和7年度第1四半期) 小売電気事業の登録について 一般送配電事業者からの報告について① 一般送配電事業者からの報告について②	非公開開催
第586回	2025年10月24日	一般ガス導管事業者の供給区域の変更許可について	書面開催
第587回	2025年10月28日	ガス導管事業者の 2024年度託送収支の事後評価について 東京電力パワーグリッドの 2024年度廃炉等負担金の確認について 小売電気事業の登録について 電気の卸取引の監視について① 電気の卸取引の監視について② 電気の卸取引の監視について③	公開開催 非公開開催

第588回	2025年11月11日	電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	公開開催
		ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	
		小売電気事業者の登録について	
第589回	2025年11月20日	非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場)2025年度第1回オークションに係る監視結果の報告について	非公開開催
		ベースロード市場の監視について	
		一般ガス導管事業者の供給区域の変更許可について	
第590回	2025年11月26日	東京電力パワーグリッドの2024年度廃炉等負担金の確認結果について	公開開催
		ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について	
		電気・ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について	
第591回	2025年12月10日	小売電気事業者の登録について	非公開開催
		ガス小売事業者の変更登録について	
		容量市場2025年度メインオークションの事後監視の状況について	
第592回	2025年12月16日	「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る特定小売供給約款の特例認同等について	公開開催
		「長期脱炭素電源オークションガイドライン」の改定の建議について	
		「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」の改定の建議について	
第593回	2025年12月23日	一般送配電事業者からの報告について	非公開開催
		小売電気事業者の登録について	
		小売電気事業者に関する今後の対応について	
第594回	2026年1月6日	一般ガス導管事業者の供給区域の変更許可について	書面開催
		沖繩電力株式会社の高圧部門の料金規制解除に伴う「特別な事後監視」について(報告徴収)	
		指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について	
第595回	2026年1月19日	小売電気事業者の登録について	非公開開催
		電気の卸取引の監視について①	
		電気の卸取引の監視について②	
第596回	2026年1月19日	スポット市場における不適切入札の振り返り	公開開催
		レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する建議について	
		電気供給事業者に関する今後の対応について	
第597回	2026年1月26日	ガス事業者に関する今後の対応について	非公開開催
		ベースロード市場の監視について	
		小売電気事業者に関する今後の対応について	
第598回	2026年2月2日	令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる託送供給等約款以外の託送供給条件の認同等について	書面開催
		「容量市場における入札ガイドライン」の改定の建議について	
		容量市場2025年度メインオークションの事後監視の結果について	
第599回	2026年2月18日	小売電気事業者の登録について	非公開開催
		ガス小売事業者の変更登録について	
		ガスの特別な事後監視について(令和7年度第2四半期)	
第600回	2026年3月9日	一般ガス導管事業者の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更許可について	書面開催
		「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る最終保障供給約款の特例承認について	
		指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への回答について	
第601回	2026年3月19日	小売電気事業者の登録について	非公開開催
		ガス事業者に対する今後の対応について	
		一般送配電事業者からの報告について	
第602回	2026年3月23日	非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場)2025年度第2回オークションに係る監視結果の報告について	非公開開催
		小売電気事業者等の登録について	
		熱供給事業者の変更登録について	
第603回	2026年3月24日	小売電気事業者のホームページ上で掲載されている料金シミュレーション等の確認結果について	公開開催
		ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について	
		「予備電源制度ガイドライン」の改定の建議について	
第604回	2026年3月24日	予備電源の監視結果について	非公開開催
		小売電気事業者等に関する今後の対応について	
		小売電気事業者の登録について	
第605回	2026年3月24日	熱供給事業者の変更登録について	書面開催
		「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る最終保障供給約款等の特例承認について	
		電力広域的運営推進機関の2026年度予算及び事業計画の認可、業務規程及び送配電等業務指針の変更認可に 卸電力取引所の令和8年度事業計画、収支予算の認可及び業務規程の変更認可について	
第606回	2026年3月23日	ガス小売経過措置料金規制に係る経済産業大臣からの意見の求めに対する回答について	非公開開催
		小売電気事業者の登録について	
		ベースロード市場の監視について	
第607回	2026年3月24日	電気供給事業者に関する今後の対応について	公開開催
		小売電気事業者等に関する今後の対応について	
		一般ガス導管事業者の供給区域及び旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更許可について	

2. 料金制度専門会合の審議経過

第65回	2025年4月15日	期中評価における労務費単価や物価等の上昇の算定方法の統一化・精緻化の状況について
第66回	2025年5月29日	レベニューキャップ制度における労務費単価や物価等の上昇の取り扱いについて ガス導管事業者の2023年度託送収支事後評価について 電気の規制料金の審査を踏まえた対応について
第67回	2025年8月19日	レベニューキャップ制度における系統整備に向けた資金調達に関する論点について(レートベース対象の建設中の資産、特定系統設置交付金の取扱い) 送配電効率化・計画進捗確認WGのとりまとめについて(報告) レベニューキャップ制度における期中評価について(2024年度・効率化計画)
第68回	2025年9月8日	レベニューキャップ制度における期中評価について(2024年度・目標計画①)
第69回	2025年10月1日	レベニューキャップ制度における期中評価について(2024年度・目標計画②)
第70回	2025年10月1日	レベニューキャップ制度における期中評価について(2024年度・投資計画①) レベニューキャップ制度における労務費単価や物価等の上昇の取扱いについて
第71回	2025年11月14日	電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について 電気の規制料金の審査を踏まえた対応について(調達効率化に向けたフォローアップ) 電気の規制料金の事業報酬の算定における自己資本比率に係る確認結果について ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について レベニューキャップ制度における期中評価について (2024年度・目標計画③、投資計画②、事業収入の見通し、前提計画、費用計画、まとめ) 東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金の確認について
第72回	2025年12月16日	レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて
第73回	2026年2月17日	ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について

3. 制度設計・監視専門会合の審議経過

第8回	2025年4月25日	電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について
		インバランス料金制度の詳細設計等について
		発電側課金の中間とりまとめ改定等について
		需給調整市場の運用等について
		内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(改定案)について
第9回	2025年5月23日	スポット市場への限界費用価格での供出が求められる事業者の考え方
		ガス小売事業者等に関する今後の対応について
		需給調整市場の運用等について
第10回	2025年6月27日	一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討
		インバランス料金制度の詳細設計等について
		需給調整市場の運用等について
		調整力の調達等について
		内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方(改定案)の意見公募手続の結果について
		現時点における旧一般電気事業者及び JERA の内外無差別な卸売の評価結果(案)等について
		経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認について
		グロス・ビディングについて
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告(2025年1月～3月期)
		一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討
第11回	2025年7月25日	インバランス料金の状況等について
		需給調整市場の運用等について
		予備電源に係るスポット市場での余剰電力供出の考え方について
第12回	2025年8月29日	需給調整市場の運用等について
		2029年度向けブラックスタート機能公募調達結果の事後確認等について
第13回	2025年9月24日	発電側課金のアンケート等の実施について
		ガス小売事業者等に関する今後の対応について
		小売市場重点モニタリング調査結果について
第14回	2025/10/29	需給調整市場の運用等について
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告(2025年4月～6月期)
		2026年度以降の需給調整市場の監視及び価格規律のあり方について
第15回	2025/11/21	需給調整市場の運用等について
		中部エリアのブラックスタート機能調達未達への対応について
		沖縄電力の高圧部門の料金規制解除に伴う「特別な事後監視」の詳細設計について
		内外無差別な卸売の実施に向けた取組状況について
		「長期脱炭素電源アクションガイドライン」の改定の方向性について
		時間前市場におけるエリア別表示とインバランス料金制度の改正時期について
		2026年度以降の需給調整市場の監視及び価格規律のあり方について
		需給調整市場の運用等について
東京エリアにおける2026年度夏季の追加供給力の確保に向けた公募について		
第16回	2025/12/26	インバランス料金単価の誤算定等に係る報告について
		一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討
		2026年度における需給調整市場の事前的措置の対象とする事業者の範囲について
第17回	2026/1/30	需給調整市場の運用等について
		スポット市場における不適切入札の振り返り
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告(2025年7月～9月期)
第18回	2026/2/20	需給調整市場の運用等について
		2025年度における揚水随契の運用状況等について②
		沖縄エリアの2026年度向け調整力公募結果の事後確認について
第19回	2026/3/30	発電側課金のアンケート等について
		需給調整市場の運用等について
		2026年度における揚水随契について
		特定地域立地電源の調達方法について
		一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討(北電NW、HDに対する第3回モニタリング結果の報告)
		電力取引報の公表資料の変更について
スポット市場への限界費用供出が特に強く求められる対象事業者について		
		自主的取組・競争状態のモニタリング報告(2025年10月～12月期)

4. 送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループの審議経過

第9回	2025年6月16日	ミクロ的検証の報告について
		送配電効率化・計画進捗確認 WG のとりまとめについて

(参考資料3) 電力・ガス取引監視等委員会の建議など (2025 年度)

< 勧告・建議・報告徴収 >

	2025 年度	
	件数	内訳
事業者勧告 【電気事業法第 66 条の 12 第 1 項、ガス事業法 第 178 条第 1 項】	2	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道電力株式会社の情報漏えい事案に関する業務改善勧告 ・北海道電力ネットワーク株式会社の情報漏えい事案に関する業務改善勧告
大臣勧告 【電気事業法第 66 条 の 13 第 1 項】 【ガス事業法第 179 条 第 1 項】	0	
建議 【電気事業法第 66 条の 14 第 1 項、電気事業法 等の一部を改正する法律 附則第 25 条の 8 第 1 項、ガス事業法第 180 条 第 1 項】	12	<ul style="list-style-type: none"> ・電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（電気関係報告規則及びガス関係報告規則に基づく定期報告について） ・特定小売供給約款料金に係る関係法令等の改正について ・「電力の小売営業に関する指針」の改正に関する建議について ・「ガスの小売営業に関する指針」の改正に関する建議について ・「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について ・「2022年度以降のインバランス料金制度について（中間取りまとめ）」を踏まえたインバランス料金制度の運用に関する建議について ・「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議について ・「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」の改定に関する建議について ・「長期脱炭素電源オークションガイドライン」の改定に関する建議について

		<ul style="list-style-type: none"> ・レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する建議について ・「容量市場における入札ガイドライン」の改定に関する建議について ・「予備電源制度ガイドライン」の改定に関する建議について
報告徴収 【電気事業法第 106 条、 ガス事業法第 171 条】	8 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス製造受託の拒否に係る報告について ・託送供給等業務に関する公表されていない情報の漏えいについて ・その他

※1 電気関係報告規則をはじめとする法令等に基づき、事業者から定期的に報告を求めているものは除く

<経済産業大臣からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	2025 年度
小売電気事業登録 【第 2 条の 2】	53
小売登録の取消し 【第 2 条の 9】	3
小売供給登録 【第 27 条の 15】	4
特定供給の許可 【第 27 条の 33 第 1 項】	2
卸電力取引所業務規程変更認可 【第 99 条第 1 項】	1
卸電力取引所事業計画・収支予算認可 【第 99 条の 6】	1
離島供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 21 条第 2 項ただし書】	24

電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】	3
電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更の認可 【第 28 条の 46 第 1 項】	3
電力広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可 【第 28 条の 52】	2
電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 53】	1
電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可 【第 28 条の 55 第 1 項】	1
供給区域外に設置する電線路による供給の許可 【第 24 条第 1 項】	15
特定小売供給約款の変更の認可 【第 2 弾改正法附則第 18 条第 1 項】	7
特定小売供給約款の変更の届出 【第 2 弾改正法附則第 18 条第 7 項及び 第 2 弾改正法附則第 16 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 19 条第 5 項】	10 (※ 1)
特定小売供給約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】	50
最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】	35
託送供給等約款以外の供給条件の認可 【第 18 条第 2 項ただし書】	23
原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省が毎年行う定期的な評価 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 23 条第 1 項】	1 (※ 1)
廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者 における廃炉等負担金の確認【第 19 条第 1 項】	1 (※ 1)
託送供給等約款の変更の認可 【第 18 条第 1 項】	10
沖縄電力株式会社の特定小売供給に係る供給義務等 【第 2 弾改正法以前の旧電気事業法第 2 条第 1 項第 7 号に 規定する特定規模需要の要件】	1 (※ 1)

(2) ガス

	2025 年度
ガス小売事業登録 【第 3 条】	2
ガス小売事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	17
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第 40 条第 1 項】	28
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域等の指定の解除 【第 2 弾改正法附則第 22 条第 2 項】	2 (うち 1 (※ 1))
旧一般みなしガス小売事業者の指定旧供給区域の変更許可 【第 2 弾改正法附則第 23 条第 1 項】	4
原価算定期間又は原資算定期間終了後に 経済産業省が毎年度行う定期的な評価について 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 1 項】	1 (※ 1)
託送供給約款の変更認可 【第 48 条第 2 項】	1
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の 収支状況の事後評価 【第 50 条第 1 項、第 76 条第 4 項及び第 77 条第 3 項】	2 (※ 1)
最終保障供給約款以外の供給条件の承認 【第 51 条第 2 項ただし書】	4

(3) 熱

	2025 年度
熱供給事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	2
指定旧供給区域熱供給規程の変更認可 【電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 5 2 条第 1 項】	1

<地方経済産業局長等からの意見聴取への回答>

(1) 電気

	2025 年度
特定供給の許可 【第 27 条の 33 第 1 項】	30 (※ 2)

(2) ガス

	2025 年度
ガス小売事業者の登録 【第 3 条】	6
ガス小売事業の変更登録 【第 7 条第 1 項】	37 (※ 2)
指定旧供給区域等小売供給約款以外の特例認可 【第 3 弾法附則第 22 条第 4 項、 旧ガス事業法第 20 条ただし書】	6
指定旧供給地点の指定解除 【第 3 弾法附則第 28 条第 2 項】	29 (※ 2)
指定旧供給地点小売供給約款以外の特例認可 【第 3 弾法附則第 28 条第 4 項、 旧ガス事業法第 37 条の 6 の 2 ただし書】	244 (※ 2)
指定旧供給地点の変更の許可 【第 3 弾法附則第 29 条第 1 項】	84
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【第 3 弾法附則第 30 条第 1 項】	50
一般ガスの託送供給約款の制定不要承認 【第 48 条第 1 項ただし書】	72 (※ 2)
託送供給約款の変更認可 【第 48 条第 2 項】	3
託送供給約款の特例認可 【第 48 条第 3 項ただし書】	1
最終保障供給の特例承認 【第 51 条第 2 項ただし書】	4 (※ 2)
特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【第 76 条第 1 項ただし書】	5

旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び譲受けの認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を有する旧ガス事業法第37条の7第1項が準用する第10条第1項】	2
旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の認可 【第3弾法附則第28条第4項によりなおその効力を有する旧ガス事業法第37条の7第1項が準用する第10条第2項】	16
一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【第40条第1項】	54
一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第50条第1項】	6 (※1)
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第50条第1項、第76条第4項及び第77条第3項】	11 (※1)

(※1) 任意の意見聴取に対して回答している。

(※2) 電気事業法に基づく電気の特定供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許可等のうち、経済産業大臣から各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務の実績について、電力・ガス取引監視等委員会が事務局から報告を受けた内容（2025年度の実績）を記載している。

【注記】

複数件の申請に対し1件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。

2024年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
2	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
3	部門別収支	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)の配賦率の算定誤り	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)については、各部門費用比により各部門に配賦することとなるが、当該配賦率の算定を誤った。	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)は、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第3に基づき、各部門費用比により各部門に正確に配賦したものを部門別収支計算書に記載すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第3
4	託送供給収支	三次調整力①及び三次調整力②の算定誤り	三次調整力①及び三次調整力②について算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	三次調整力①(託送収支対象)と三次調整力②(託送収支対象外)は、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項
5	託送供給収支	エリアインバランス量の算定誤り	エリアインバランス量の算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	エリアインバランス量は、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1第9項に基づき、正確に算定したものをインバランス等収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項
6	託送供給収支	インバランス収支算定上の30分V1単価の算定誤り	インバランス収支算定上の30分V1単価について算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	インバランス対応取引費用は、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1第9項に基づき、正確に算定したものをインバランス等収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項

2024年度電気事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
7	託送供給収支	誤った送配電部門収支計算書、インバランス等収支計算書の公表	インバランス対応取引費用・収益について算定結果を誤った。	インバランス対応取引費用・収益は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第1項及び第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書、インバランス等収支計算書に記載すべきである。(訂正後の送配電部門収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第1項及び第2項
8	託送供給収支	託送収支の算定誤り	送配電部門に係る他社購入電源費について控除すべき費用が控除できていなかった。	送配電部門に係る他社購入電源費は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項
9	体制整備等	人事異動に伴うID、PWの変更不作為について	非公開情報管理システムについて、後任者は前任者のID、PWを変更（権限剥奪）することなく、前任者のものを使用継続していた。また、これにより前任者も当該システムにアクセス可能な状態であった。なお、前任者が異動後に当該ID・PWを使ってのアクセスはない。	電気事業法施行規則第44条の1第3第1項第2号のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第44条の1第3第1項第2号
10	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、人事異動と当該システムが連動していない利用者のシステムへのアクセス権限について、当該権限のある者が否か直ちに特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の1第5第2項
11	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部において、利用者が入手した非公開情報の内容が特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第2項
12	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、抽出したログが省令で定める期間保存されていなかった。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号ロ及び電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号ロ 電気事業法施行規則第33条の1第5第2項
13	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供する社外向け申込システムにおいて、電気工事店等のシステム利用者へ発行されたIDと利用者の対応関係を、直ちに特定できない状態であっ	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の1第5第2項

2024年度電気事業監査結果

N o.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
14	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、人事異動と当該システムが連動していない利用者の当該システムへのアクセス権限について、異動日までに削除されていない	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イのとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イ
15	体制整備等	物理的隔離の不備	みなし小売電気事業者と同居しているビルに設置されているサーバイトオフィスは両社の社員が利用できる状態であり物理的隔離が確保されていない	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号
16	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、日々入れ替わりのある人員の利用のため、利用者に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出しているが、一部の利用者に係る貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
17	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、災害訓練で利用するために社員に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出しているが、一部に貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
18	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、災害非常時等に利用するため、利用者に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出しているが、一部の利用者に係る貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
19	体制整備等	情報管理システムのIDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムのアクセス権限について、社員の組織コード変更のため、一時的に共有IDを貸し出したが、一部の利用者に係る利用記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項

経 済 産 業 省

20250509電委第4号

令和7年5月15日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について

平成11年12月に制定された「適正な電力取引についての指針」については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添の改定事項のとおり、昨今の市場分断状況を踏まえ、市場支配力を有する可能性の高い事業者を判定するに当たっての地理的範囲の区分の方法について、改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

適正な電力取引についての指針 改定事項

- 1 市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関し以下の内容を追記する。
 - (1) 本則において、地域間連系線のスポット市場入札時点における年平均分断発生率が、直近5年間において10パーセント以上となる年が3年以上継続する場合に、連系線は分断しているものとして地理的範囲を区分する旨。
 - (2) 経過措置において、当分の間、本則によらず、以下のとおり判定する旨。
 - ア 電力・ガス取引監視等委員会が、以下の基準*を満たすことを確認した場合、地域間連系線のスポット市場入札時における分断発生率の平均を算出する期間（期間A）を1月から3月、3月から6月、6月から12月と段階的に増加させると同時に、当該分断率の継続性を判断する期間（期間B）を1年から2年、2年から3年と増加させていく旨。

※基準

令和6年度における市場支配力を有する可能性の高い事業者（北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、株式会社 JERA、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社）について、

- (ア) 判定時の直近1年間において、市場支配力を有する可能性の高い事業者により相場操縦事案等の問題行動が認められないこと（例えば、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告を受けた事業者による再発防止策が完了したと認められる時期から1年以上が経過している等）
- (イ) 判定時において、平均化する期間を増加させて市場範囲を画定した場合、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しなくなる事業者について、第二部Ⅱ（卸売分野等における適正な電力取引の在り方）に規定する望ましい行為を履践していること
- (ウ) 判定時において、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しない事業者について、電力・ガス取引監視等委員会の調査により、市場価格を操作するための売惜しみ等問題となる行為が認められないこと
- (エ) 判定時において、平均化する期間を増加させて市場範囲を画定した場合、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しなくな

る事業者が供給するエリアにおいて、判定時における「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」に基づき、内外無差別な卸売が担保されていること

- イ その上で、判定時の直近5年間の地域間連系線のスポット市場入札時点において期間Aに基づき算出した分断発生率が10パーセントを超える期間が、期間Bにわたって継続する場合には連系線は分断しているものとして、地理的範囲を区分するものとする旨。
- ウ 上記のとおり区分した地理的範囲において、総発電容量の50パーセントを超える発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を保有する電気事業者、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者を、市場支配力を有する可能性の高い事業者とする旨。
- エ アからウの確認は、毎年度行うものとする旨。

以 上

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260119電委第2号
令和8年1月20日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「容量市場における入札ガイドライン」の改定の建議について

「容量市場における入札ガイドライン」（令和7年6月3日最終改定）では、「当該（事前）監視で確認された価格を超える価格で応札した場合や、当該監視を受けず基準価格以上で応札した場合は、必要な手続きを踏まえた上で当該応札を取り消すこととする」とされていますが、応札を取り消すこととすれば、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれが生じることもあるため、応札を取り消すことなく必要な是正を図ることも可能であることを明確化する観点から、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、別添の改定事項のとおり、当該ガイドラインの改定について貴職に建議いたします。

容量市場における入札ガイドライン改定事項

1. 「容量市場における入札ガイドライン」(令和7年6月3日最終改定) 5
(4) ①(ウ) 中、「取り消すこととする」を「取り消すことができることとする」に改める。

以 上

経 済 産 業 省

20260309電委第1号

令和8年3月10日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「予備電源制度ガイドライン」の改定の建議について

「予備電源制度ガイドライン」（2025年8月6日最終改定）については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添のとおり、改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

予備電源制度ガイドライン 改定事項

1. 立ち上げプロセスにおいて電源を稼働させるために、事前に修繕・経年改修工事などを実施しておくことが必要不可欠な場合、これらの費用について応札価格に織り込むことが妥当と考えられるため、「予備電源制度ガイドライン」において、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たすために必要最小限の経年改修費（資本的支出）を応札価格に織り込むことが認められる旨を明記する。
2. 発電側課金（kW 課金）は、電源の休止措置及び休止状態の維持を図るという過程で、継続的に発生する費用と考えられるため、「予備電源制度ガイドライン」において休止措置期間中に発生する費用を応札価格に織り込むことが認められる旨を明記する。

以 上

経済産業省

20251028電委第3号

令和7年11月28日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

廃炉等負担金の確認について（回答）

令和7年10月21日付け20251016資第12号により貴職から当委員会に意見を求められた件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、別紙のとおり、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）第2（15）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・東京電力パワーグリッド株式会社

法人番号3010001166927

廃炉等負担金の確認について

第71回 料金制度専門会合 事務局提出資料

2025年11月14日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

廃炉等負担金の確認について

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。
- このため、2017年10月の制度改正により、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることができるよう、東京電力PGが支払う「廃炉等負担金」は「費用」として扱われることとなった。他方、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれぬよう、東京電力PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられている（2018年3月（一部は2020年3月）施行）。
- 2022年度までは、一般送配電事業者の収支状況について法令に基づく事後評価を毎年度実施※しており、廃炉等負担金についても併せて事後評価を行っていた。

※事後評価の結果、超過利潤累積額管理表によるストック管理及び乖離率計算書によるフロー管理の一定水準を超過した場合で、翌々事業年度の開始日までに値下げ届出がなされない場合は、電気事業法第19条に基づき、託送供給等約款の変更命令が発動される。

- 2023年度からレベニューキャップ制度が導入されたことに伴い、2023年度以降の一般送配電事業者の収支状況を含む事業計画の進捗状況については、レベニューキャップ制度における期中評価の枠組みで必要な検証を実施することとされ、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令」により、従来の収支の事後評価に係る規定は廃炉等負担金の確認の部分を除き削除された。
- 一方で、廃炉等負担金については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づき、引き続き確認を行うこととされている。

本日の議論内容について

- 東京電力パワーグリッドにおける2024年度の廃炉等負担金の確認について、10月21日付けで経済産業大臣から本委員会に意見を求められたところ。
- これを受け、10月28日に開催された第587回電力・ガス取引監視等委員会において、料金制度専門会合にて2024年度の廃炉等負担金の確認を行うこととされた。
- このため、2024年度の廃炉等負担金の確認結果について、御報告させていただく。
- また、東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金に関して、東京電力ホールディングスから御説明いただく。

【参考】根拠規定（電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等）

第2 処分の基準

（15）第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事項の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合

② **廃炉等実施認定事業者**（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この②において同じ。）**の子会社等である一般送配電事業者**（以下この②において「特定一般送配電事業者」という。）であって、**電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に定める廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、次の式により算定した額の直近3事業年度の平均額を超過する場合**（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第2項の規定により、廃炉等積立金を積み立てる日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

$$A - B \times (1 - C)$$

A 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の4第5項の規定により通知された廃炉等積立金の額

B 特定一般送配電事業者の特定関係事業者（第22条の3第1項に規定する特定関係事業者をいい、過去に特定関係事業者であった者を含み、廃炉等実施認定事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を直接有するものに限る。以下この木において同じ。）であって、小売電気事業を営む者（過去に小売電気事業を営んでいた者を含む。以下この木において「特定小売電気事業者」という。）及び発電事業を営む者（過去に発電事業を営んでいた者を含む。以下この木において「特定発電事業者」という。）の経常利益の合計値（特定小売電気事業者が行う小売電気事業又は特定発電事業者が行う発電事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の小売電気事業者又は発電事業者に承継させた場合は、承継を受けた当該小売電気事業を営む者又は発電事業を営む者（以下この木において「承継会社」という。）の経常利益に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた経常利益の合計値を含み、承継会社からの配当益を除く。）

C 廃炉等実施認定事業者、特定一般送配電事業者、特定小売電気事業者及び特定発電事業者の有形固定資産額（承継会社がある場合は、承継会社の有形固定資産額に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた有形固定資産額を含む。）の合計値に占める当該特定一般送配電事業者の有形固定資産額の割合

なお、上記の判断に当たっては、託送供給等利用者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

廃炉等負担金の確認結果（東京電力PG）

- 2頁のとおり、東京電力PGにおいては、**廃炉等負担金を踏まえ厳格な値下げ基準が適用される**ところ、**2024年度の収支状況について確認した結果、当該基準を超過していないことを確認した**。今後、**電力・ガス取引監視等委員会に報告すること**としたい。

<東京電力PGにおける値下げ命令に関する評価基準の概要>

- ・以下の基準に該当する場合は、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動する

東京電力グループ他社 の 資金負担との比較

※ 当該基準は2020年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。

- ・ 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過する場合

算定式 $A - B \times (1 - C)$

A：廃炉等積立金の額

B：東京電力グループ他社（東京電力EP、東京電力FP、東京電力RP及びJERA）の経常利益の合計値

C：東京電力PGの有形固定資産比率

- ・ 左記の算定式により算出した**直近3事業年度（2022～2024年度）の平均額は2,097億円**。
- ・ 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の**直近3事業年度（2022～2024年度）の平均額は1,219億円**となり、**2,097億円を超過していない**。

経済産業省

20260109電委第1号
令和8年1月14日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

レベニューキャップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いに関する建議について

電力・ガス取引監視等委員会は、以下のとおり省令等を改正することが、電力の適正な取引の確保を図るために必要であると認められることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和4年経済産業省令第61号）及び一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領（令和4年8月30日制定）等を以下のように改正すること。

- 2026年度以降の物価等の上昇に係る制度措置として、対象とする費用項目（第1区分費用、第2区分費用、第3区分費用及び次世代投資費用を対象とする。ただし、廃炉等負担金等の物価等の変動影響を受けない一部の項目を除く。）に関して、客観的な公表指標を乗じて算定した金額を、収入の見通しに算入することを明確にすること。

上記の算定における基準年度については規制期間初年度の前々年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映すること。

なお、上記収入見通しへの算入については、規制期間中における算入も可能とすること。

- 2026年度以降の事業報酬に係る制度措置として、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、算定した金額を、収入の見通しに算入することを明確にすること。

なお、上記収入見通しへの算入については、規制期間中における算入も可能とすること。

【参考：電気事業法（昭和39年法律第170号）】

第五章 電力・ガス取引監視等委員会

（建議）

第六十六条の十四 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

経 済 産 業 省

20251209電委第4号
令和7年12月10日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「適正な電力取引についての指針」及び「需給調整市場ガイドライン」の改定
に関する建議について

「適正な電力取引についての指針」（2025年1月31日最終改定）及び「需給調整市場ガイドライン」（2025年3月24日最終改定）については、電力の適正な取引の確保を図るため、別添のとおり、改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

適正な電力取引についての指針及び需給調整市場ガイドライン 改定事項

1 事後的措置を規定する枠組みの見直し

＜適正な電力取引についての指針＞

- ・需給調整市場の透明性にかかる記載に関し、「その他の問題となる行為」を追記し、その具体的な処分対象行為については、市況の変化に応じて新たな問題行為が発生した際の柔軟性を確保する観点等から、「需給調整市場ガイドライン」に全部委任する旨を記載する。

＜需給調整市場ガイドライン＞

- ・「需給調整市場ガイドライン」の位置づけについて、「適正な電力取引についての指針」の「望ましい行為」の詳細を示すものという従来の位置づけに加え、「問題となる行為」の詳細を示すものでもあるという位置づけを追加する。
- ・上記により全部委任された「その他の問題となる行為」の具体的な処分対象行為について、以下を追記する。その際、具体的な事例についても、第14回制度設計・監視専門会合の議論等を踏まえて記載する。

- ①調整力 Δ kW 市場における入札価格若しくは入札量又は調整力 kWh 市場における登録価格の不合理的な設定により、不当に収益を得る行為
- ②不適切なシステム設定により、調整力 Δ kW 市場における入札価格若しくは入札量又は調整力 kWh 市場における登録価格が不合理に設定され、需給調整市場やインバランス料金の精算に関して、他の複数の事業者に影響を与える行為

2 事前的措置等の見直し

(B種電源協議の廃止、 Δ kW 価格及び調整力 kWh 価格の考え方の整理)

＜需給調整市場ガイドライン＞

- ・調整力 Δ kW 市場の「望ましい行為（需給調整市場ガイドラインのⅢ.2.）」にかかる記載について、以下の整理に従って改定する。

- ①B種電源の「一定額」にかかる電力・ガス取引監視等委員会事務局との協議はこれを廃止し、関連する記載は削除する。
- ②一定の粒度の事前確認を維持しながら事後監視に注力する観点から、大きな市場支配力を有する蓋然性の高い事業者（事前的措置の対象事業者）に対しては、次年度の取引開始前（期中に参入又は入札価格の考え方を変更する電源等は、期中の取引開始前）に以下の i）について確認を行い、四半期ごとに以下の ii）について報告を求める旨を追記する。

- i) 各電源等の入札価格の考え方について、価格規律の認識に齟齬がないこと
- ii) 期中の固定費回収状況

③ Δ kW 価格の「一定額」の考え方や関連する費用の計上方法を、B 種電源の「一定額」にかかる電力・ガス取引監視等委員会事務局との協議の実績等を踏まえ、以下のとおりとする。

- i) 一定額（円/ Δ kW・30 分）は、固定費回収の上限額（当年度分の減価償却費等を含む固定費から他市場で得られる収益を差し引いた額）を想定応札量で除した額とする。
- ii) 当年度分の固定費の考え方
 - a. 当年度分の減価償却費等を含む固定費には、「法人税」及び「容量拠出金」は含めない。
 - b. 需給調整市場の参入又は応札に必要なアグリゲーターにかかる費用（人件費、システム費用等）については、固定費を特定して算入する。
 - c. FIP 電源併設蓄電池については、需給調整市場が調整力を調達する市場であることを踏まえ、調整力そのものである蓄電池にかかる固定費のみを算入する。
 - d. DR 等については、需給調整市場の参入又は応札のために必要な費用（人件費、システム費用等）を算入する。本来、需要家が自社で使用することを目的に調達又は設置した設備にかかる費用は含めない。

iii) 他市場収益の考え方

容量市場収入がない場合は、容量市場収入が得られる前提で他市場収益として控除する。この場合、以下の算定式に基づき計上する。

$$\text{容量市場収入} = \text{約定価格（電力広域的運営推進機関が公表するエリアプライス）} \times \text{容量市場における期待容量}$$

ただし、以下の電源等は容量市場収入を他市場で得られる収益として計上する必要はない。

- ・ 新規に運開したため、時間的に容量市場に応札できなかった電源等
- ・ 容量市場に応札したが約定しなかった電源等

iv) 想定応札量の考え方

想定応札量は、定期検査や燃料制約等による停止期間や蓄電池の充放電制約等を考慮し、当年度に応札することが可能な Δ kW を基に、応札事業者が、当該電源等の運転パターンや過去実績等を踏まえて算定する。

④2026年度以降の全商品前日取引化に伴う、 Δ kWh 価格の「逸失利益（機会費用）」の考え方や関連する費用（起動費等）の計上方法・取扱いを以下のとおりとする。

i) 逸失利益（機会費用）の考え方

2026年度以降は全商品前日取引化となるため、現在の週間商品である一次調整力～三次調整力①についても「時間前市場価格の想定価格」を用いる。

ii) 起動費等の計上方法

全商品前日取引化となる2026年度以降は、同一の電源等を一次調整力～三次調整力①の取引を行う市場（以下「複合市場」という。）と三次調整力②の取引を行う市場（以下「三次②市場」という。）に振り分けて入札する場合、複合市場と三次②市場に1回分の起動費等を按分して計上する。1回分の起動費等は、複合市場と三次②市場への応札量比率に応じて按分する等、合理的な方法で按分計上する。

iii) 起動供出が1日に複数回発生する場合の起動費等の計上方法

下げ代不足時又は系統作業時等による抑制により、応札ブロックと応札ブロックの間で発電機の停止が確実である場合に限り、複数回分の起動費等を入札価格に反映することも差し支えない。

⑤適切な事後監視を行う観点から、需給調整市場システムを利用する全ての事業者は、需給調整市場システムに1回分の起動費の登録を行う。

・調整力 kWh 市場の「望ましい行為（需給調整市場ガイドラインのⅢ.1.）」にかかる記載について、以下の整理に従って改定する。

①火力電源の限界費用は増分燃料費等であることを明確化する。

②応札事業者の適正な価格での登録を促す観点から、蓄電池の限界費用を算定する際の蓄電原資の考え方について、以下のとおり記載する。

i) 約定ブロック・コマに向けてスポット市場等から調達した費用（＝調達の市場価格）

ii) 自社電源で充電した場合の充電費用（ただし、スポット市場等からの調達費用と比較して著しく高額とならないこと）

iii) 蓄電池に充電されている電気の費用（＝充電されている電気の加重平均価格）

なお、一般送配電事業者からのインバランス補給による充電は適当ではない。また、限界費用の算定に発電事業者等が想定するインバランス料金は用いない。

3 その他

- ・ 蓄電池事業者等との意見交換を踏まえ、需給調整市場ガイドラインの事前的措置のセーフハーバーとしての位置づけを、需給調整市場ガイドライン冒頭の「I. 本文書の位置づけ」により明確化するよう追記。
- ・ 明確化の観点等から、その他所要の見直しを行う。

以上

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送供給収支	託送資産明細書（無形固定資産）の算定誤り	託送資産明細書の「無形固定資産」の計上に漏れがあった。	無形固定資産は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2-2に基づき、正確に算定したものを託送資産明細書に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2-2
2	託送供給収支	修繕費の算定誤り	修繕費において、全額託送費用として計上すべき費用を機能別に配賦していた。	修繕費は、ガス事業法施行規則 別表第1-2.(1)に基づき、託送費用として特定できるものは託送収支計算書に正確に算定し直課すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1-2.(1)
3	託送供給収支	事業者が定める算定方法の届出の不備	固定資産除却費の算定にあたり、託送収支計算規則とは異なる算定方法を、あらかじめ同規則様式第4に整理し届けていなかった。	ガス事業法施行規則 第6条に基づき、同規則とは異なる算定方法はあらかじめ様式第4に整理し、届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第6条
4	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定に誤りがあった。	運転資本は、ガス事業法施行規則 別表第2-2.に基づき、託送収支計算書に減価償却費を正確に算定したものを控除すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2-2.
5	体制整備等	託送供給の業務等が法令等に適合することを確保するための計画の未整備	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づき計画が整備されていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づき計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号
6	財務諸表	損益計算書の金額の誤り	ガス器具の取付けに要した費用や附帯事業に係る費用を営業雑費用の受注工事費用に計上していた。	ガス器具の取付けに要した費用や附帯事業に係る費用は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、営業雑費用のその他営業雑費用並びに附帯事業費用に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
7	財務諸表	会計整理項目の誤り	構内建物に係る委託作業費を供給販売費の委託作業費に計上していた。	構内建物に係る委託作業費は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、一般管理費の委託作業費に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
8	財務諸表	会計整理項目の誤り	附帯事業（電気供給業）に係る収入割事業税を「一般管理費・租税課金」に計上していた。	電気供給業に係る収入割事業税は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、附帯事業費用に計上すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
9	財務諸表	会計整理項目の誤り	業務設備（福利厚生施設）の維持管理に係る費用を一般管理費で整理すべきところ、供給販売費（委託作業費および雑費）に計上していた。	福利厚生施設の維持管理に係る費用は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、一般管理費に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
10	託送供給収支	託送資産計算書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1
11	体制整備等	監視部門の独立性が保たれていない	監視部門が、ガス製造部門から独立した組織になっていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第12号の規定に基づき、ガス製造部門から独立した組織にすべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第12号
12	体制整備等	情報管理責任者の不充足	現場の担当課長が、情報管理責任者となっていた。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6号に基づき、情報管理責任者は当該一般ガス専管事業者の役員に相当する地位を有する者をもってこれに充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6号
13	財務諸表	損益計算書の金額の誤り	県税還付税額（所得割法人事業税）を損益計算書の法人税等に整理すべきところ、営業外収益の雑収入に計上していた。	所得割法人事業税は、ガス事業会計規則 別表第1及びガス事業会計規則取扱要領第9-4に基づき、損益計算書の法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1 ガス事業会計規則取扱要領第9-4
14	財務諸表	会計整理項目の誤り	リース資産を有形固定資産に計上すべきところ、長期前払費用に計上されていた。	リース資産は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、有形固定資産に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
15	託送供給収支	還元義務額残高の算定誤り	還元義務額残高が適切に算定されていなかった。	還元義務額残高は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3-4.(3)に基づき、正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3-4.(3)

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
16	財務諸表	会計整理項目の誤り	返済金の保証料を長期前払費用に計上すべきところ、前払費用としていた。	返済金の保証料は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、長期前払費用に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
17	体制整備等	情報の取扱いに関する規程を遵守させるための研修の未実施	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第四号に定める研修が役員及び一部の従業員に対して実施されていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第4号に基づき、一般ガス導管事業者の役員及び従業員に対し必要な研修を実施すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第4号
18	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	乖離率計算書における実績費用が適切に算定されていなかった。	乖離率計算書における実績費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.(6)に基づき、正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.(6)
19	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	乖離率計算書における実績費用が適切に算定されていなかった。	乖離率計算書における実績費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.(6)に基づき、正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5.(6)
20	財務諸表	会計整理項目の誤り	無形固定資産の減価償却額を需要開発費や消耗品費に計上していた。	無形固定資産の減価償却額は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、減価償却費に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
21	託送供給収支	収入割事業税の算定誤り	託送収支計算書において事業税が誤って算定されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
22	託送供給収支	事業税が算定されていない	託送収支計算書において事業税が算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
23	財務諸表	会計整理項目の誤り	灯油関連の取引を営業雑収益、営業雑費用に計上していた。	灯油関連の取引は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、附帯事業収益、附帯事業費用に正確に算定したものを整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
24	託送供給収支	託送資産明細書における「無形固定資産」の計上誤り	託送資産明細書において、無形固定資産を算定する際、資産が適切に計上されていなかった。	託送資産明細書は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
25	託送供給収支	本支管投資額実績表の計上誤り	本支管投資額実績表において、令和元年度の本支管（主要導管以外）投資額が適切に計上されていなかった。	本支管投資額実績表における本支管投資額は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
26	財務諸表	営業費明細表の一部費用区分誤り	営業費（供給販売費及び一般管理費）の一部について、適正な基準によりガス事業と附帯事業それぞれの事業に区分して整理していなかった。	営業費（供給販売費及び一般管理費）はガス事業会計規則第13条第1項に基づき、正確に算定したものを営業費明細表に計上すべきである。	ガス事業会計規則第13条第1項
27	託送供給収支	託送収支計算書上の製造費、供給販売費、一般販売費の配賦係数誤り、計算誤り	託送費用関連配賦基準における人員比について、適切ではない人員比を算定に用いていた。	託送費用関連配賦基準は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)③に基づき、適正に定めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)③
28	託送供給収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	事業税の算出について、地方税法の定めるところにより算定してなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.(4)に基づき、地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(4)
29	託送供給収支	託送収支計算書上の製造費、供給販売費、一般販売費の配賦係数誤り、計算誤り	供給販売費の機能別展開において、配賦する根拠となる金額が適切ではなかった。また、適切ではない配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)に基づき、適切に行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.(2)

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
30	託送供給収支	託送収支計算書上の営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価等への配賦誤り	雑収入を託送供給関連部門の収益に整理するに当たり、適切に整理されていなかった。	雑収入を託送供給関連部門の収益に整理するに当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
31	託送供給収支	超過利潤累積管理表のうち、前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）の誤り	超過利潤累積管理表について、前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）の金額が誤って計上されていた。	前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）の金額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 2. (1) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 2. (1)
32	託送供給収支	内部留保相当額管理表のうち、前期末内部留保相当額の誤り	内部留保相当額管理表について、前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。	前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。前期末内部留保相当額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 4. (1) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 4. (1)
33	託送供給収支	乖離率計算書のうち、実績費用の誤り	乖離率計算書について、実績費用の金額が誤って計上されていた。	実績費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 5. (3) に基づき、乖離率計算書に正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 5. (3)
34	託送供給収支	法人税等の計算誤り	法人税等の算定にあたり、誤った法定実効税率が適用されていた。	法人税等は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (9) 及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 1. (4) に基づき、正確な金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 1. (4)
35	託送供給収支	内部留保相当額管理表のうち、前期末内部留保相当額の誤り	内部留保相当額管理表について、前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。	前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。前期末内部留保相当額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 4. (1) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 4. (1)
36	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税の計上に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (4)
37	託送供給収支	法人税の計上誤り	法人税の計上に誤りがあった。	法人税は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 3. (9) 及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 1. (4) に基づき、正しい金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 3. (9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 1. (4)
38	託送供給収支	託送収支計算書（営業外収益「雑収入」）の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
39	体制整備等	託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規定及び計画等について	ガス事業法施行規則第 7 9 条の 1 4 第 1 項第 1 0 号の規定に基づく規定及び計画が整備されず、運用すること並びにその業務執行の状況の監視が行われていなかった。	ガス事業法施行規則第 7 9 条の 1 4 第 1 項第 1 0 号の規定に基づき規定及び計画を整備し、運用すること並びにその業務執行の状況の監視を行うべきである。	ガス事業法施行規則 第 7 9 条の 1 4 第 1 項第 1 0 号
40	約款の運用	内管工事費の算出誤り	内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。	託送供給約款 VI. 3 6. (3)
41	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用を託送費用として整理していなかった。また、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	供給販売費の機能別展開及び託送費用として特定できるものは、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (1)、(2) に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (1)、(2)
42	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	ガス事業に係る営業外収益を託送供給関連部門の収益に整理していなかった。	ガス事業に係る営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3.

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
43	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が毎事業年度決算確定値をもとに算定されていなかった。	運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2.2.
44	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2. (4)
45	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法人税の算定に誤りがあった。	法人税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (9) 及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第3.1. (4) に基づき、正確な金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3.1. (4)
46	体制整備等	人事異動に伴う非公開情報システムのアクセス権限の切替の遅れ	人事異動に伴いアクセス権限がないとされる者が、異動日以降も非公開情報システムにアクセスすることが可能となっていた。	非公開情報を入力することができる者のみが、非公開情報システムにアクセスできるようにするべきである。(既に対応措置済み)	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第2号口
47	約款の運用	内管工事費の算出誤り	内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。	託送供給約款 VI. 36. (3)
48	託送供給収支	事業税額の記載誤り	事業税の額を誤って記載していた。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2. (4)
49	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。また、誤った配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開及び託送費用として特定できるものは、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2. (1)、(2) に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2. (1)、(2)
50	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。また、誤った配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開及び託送費用として特定できるものは、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2. (1)、(2) に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.2. (1)、(2)
51	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	誤った額のその他の営業外収益を託送供給関連部門の収益に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (3) に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (3)
52	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	誤った額のその他の営業外収益を託送供給関連部門の収益に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (3) に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (3)
53	託送供給収支	資金調達に係る営業外費用の算定誤り	資金調達に係る営業外費用を誤った固定資産金額比により託送供給関連部門の費用に整理していた。	ガス事業に係る営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (5) に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (5)
54	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (6)
55	託送供給収支	その他の営業外収益・費用の算定誤り	その他の営業外収益・費用を誤った機能別原価項目の金額比により託送供給関連部門の収益・費用に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益・費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (3)、(7) に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1.3. (3)、(7)

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
56	託送供給収支	その他の営業外収益・費用の算定誤り	その他の営業外収益・費用を誤った機能別原価項目の金額比により託送供給関連部門の収益・費用に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益・費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)、(7)に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)、(7)
57	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が毎事業年度決算確定値をもとに算定されていなかった。	運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
58	託送供給収支	実績需要量の算定誤り	乖離率計算書における実績需要量が誤って算定されていた。	実績需要量は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
59	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、誤った配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①
60	財務諸表	勘定科目の整理誤り	収入金額を課税標準としない事業税が、一般管理費の租税課金で計上されていた。	収入金額を課税標準としない事業税は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
61	託送供給収支	営業外費用（資金調達）の算定誤り	資金調達に係る営業外費用を固定資産金額比により託送供給関連部門の費用に整理していなかった。	ガス事業に係る営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (5)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (5)
62	託送供給収支	営業外費用（雑支出等）の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。また、計上金額についても誤りがあった。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
63	託送供給収支	特別損失の算定誤り	特別損失を誤った機能別原価項目の金額比により、託送供給関連部門の費用に整理していた。	特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
64	託送供給収支	税引前託送供給関連部門当期純利益の算定誤り	様式第1 第1表における「税引前託送供給関連部門当期純利益」の算出において、特別損失を差し引かないで算出していた。	税引前託送供給関連部門当期純利益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 4. に基づき、算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 4.
65	財務諸表	勘定科目の整理誤り	損益計算書において、受注工事費用及びその他営業雑費用が供給販売費に整理されていた。	受注工事費用及びその他営業雑費用は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、損益計算書の営業雑費用に正確に算定したものを計上すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
66	託送供給収支	想定原価と実績費用の乖離額の算出誤り	想定原価と実績費用の乖離額が誤って算出されていた。	想定原価と実績費用の乖離額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (7)に基づき、適正に算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (7)

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
67	託送供給収支	減少事業報酬額の計上誤り	減少事業報酬額が、適正に計上されていなかった。	減少事業報酬額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (6)に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (6)
68	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（固定資産金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費及び営業外費用の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費及び営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)
69	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（固定資産金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費及び営業外費用の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費及び営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)
70	託送供給収支	特別損失の算定誤り	託送費用でない特別損失を託送費用として算定していた。	特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
71	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が毎事業年度決算確定値をもとに算定されていなかった。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
72	託送供給収支	託送供給特定費用の算定誤り	託送供給特定費用を誤って算出していたとともに、様式第1に整理する際、計上漏れにより、計上する金額を間違えていた。	託送供給特定費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)、4. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)、4.
73	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
74	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
75	託送供給収支	営業外収益「資金運用」の算定誤り	ガス事業に係らない収益を営業外収益の「資金運用」として計上していた。	営業外収益の資金運用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
76	託送供給収支	営業外収益「資金運用」の算定誤り	ガス事業に係らない収益を営業外収益の「資金運用」として計上していた。	営業外収益の資金運用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
77	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
78	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
79	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	正しいガス事業に係る費用（供給販売費）を託送費用に整理できなかった。	供給販売費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2.
80	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
81	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
82	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
83	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
84	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
85	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
86	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
87	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
88	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
89	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
90	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
91	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
92	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
93	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
94	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
95	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
96	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
97	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
98	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
99	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
100	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
101	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
102	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
103	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
104	託送供給収支	租税課金の算定誤り	租税課金の額を様式第 1 に整理する際、計上する金額を間違えていた。	託送供給特定費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 4. に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 4.
105	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったに伴い、一般管理費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②
106	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったに伴い、一般管理費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②
107	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったに伴い、一般管理費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②
108	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったに伴い、一般管理費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②
109	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったに伴い、一般管理費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②
110	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったに伴い、一般管理費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
111	禁止行為、体制整備等	省令で求められる監視部門の導管事業者の社外への設置	省令で求められる監視部門が導管事業者の社外に設置され、当該監視部門にて導管事業者の監視等が実施されていた。また、当該監視部門が作成した監査規程、監査計画をして、託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程・計画を整備したといた。さらに、当該監視部門における監視結果の取締役会への報告をして、情報管理責任者における情報の取扱いの管理及び法令遵守責任者による業務執行状況の監視を実施したといた。	監視部門は、ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号に基づき設置すべきである。また、託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程・計画は、ガス事業法施行規則第79条の14第1項第7号に基づき整備すべきである。さらに、情報管理責任者における情報の取扱いの管理及び法令遵守責任者による業務執行状況の監視は、省令に基づき実施すべきである。	ガス事業法第54条第1項第1号、ガス事業法施行規則79条の14第1項第7号、10号～15号
112	体制整備等	入室者がシステムにログインすることを要さずに当該システムから非公開情報を入手することができるシステムに係る管理	システムログインすることを要さない非公開情報管理システムが設置される供給指令センターにおける非公開情報を入手できる者の入退出記録が取られていなかった。	非公開情報管理システムの構築は、ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号八に基づき実施すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号八
113	体制整備等	非公開情報管理システムにおける非公開情報入手者の特定及び記録等の欠落	非公開情報管理システムにおける工事外注先の非公開情報へのアクセスについて、特定された者のみが非公開情報を入手できるものとなっていなかった。また、非公開情報を入手した者を記録し、保存するものとなっていなかった。	非公開情報管理システムの構築は、ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号ロ、ハに基づき実施すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第2号ロ、ハ
114	託送供給収支	事業者が定める算定方法の未提出	ガス事業託送収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。	規定と異なる算定方法を適用するのであれば、ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条
115	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定過程で、集計を誤った額が事業税として計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(4)に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
116	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費のうち直課すべき修繕費が、取得原価比をもって機能別展開されていた。	供給販売費のうち直課すべき修繕費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
117	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	附帯事業として整理すべき供給販売費の賃借料が、託送費用として総人員比をもって機能別展開されていた。	附帯事業として整理すべき供給販売費の賃借料は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
118	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費を算定するにあたり事業税を除いて整理すべきところ、過年度分の追徴課税（事業税）を含んだ額で算定されていた。	一般管理費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)②に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)②
119	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス小売事業として整理すべき需要開発費が、託送費用として総人員比をもって機能別展開されていた。	ガス小売事業として整理すべき需要開発費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
120	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス小売事業として整理すべき雑費が、託送費用として総人員比をもって機能別展開されていた。	ガス小売事業として整理すべき雑費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
121	託送供給収支	託送収益の算定誤り	ガスメーターに不具合があった一部需要家のガス売上は託送収益として計上すべきところ、収益額が計上されていなかった。	自社託送収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第11.(2)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第11.(2)

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
122	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費のうち直課すべき賃借料が、社員比をもって機能別展開されていた。	供給販売費のうち直課すべき賃借料は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
123	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス小売事業として整理すべき雑費が、託送費用として社員比をもって機能別展開されていた。	ガス小売事業として整理すべき雑費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
124	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費のうち直課すべき委託作業費が、総人員比をもって機能別展開されていた。	供給販売費のうち直課すべき委託作業費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
125	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	附帯事業として整理すべき一般管理費の委託作業費が、託送費用として機能別原価項目の金額比(帳簿価格比)にて配賦されていた。	附帯事業として整理すべき一般管理費の委託作業費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
126	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税が県税に申告した当該事業年度の確定額となっていなかった。	事業税は、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)に基づき、地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
127	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	乖離率計算書における実績費用が適切に算定されていなかった。	乖離率計算書の実績費用の算定は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)に基づき、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
128	託送供給収支	営業費用の算定誤り	供給販売費及び一般管理費の配賦において機能別配賦係数に誤りがあり、供給販売費の託送費用に抽出漏れがあった。	供給販売費の託送費用は、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (2) ①、②に基づき、適正な配賦係数にて機能別展開し、漏れなく抽出すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (2) ①、②
129	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益の算定に誤りがあった。	営業雑収益は、託送供給に係る収益ではないが、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (3)に基づき、ガス事業とガス事業以外に分ける際にはガス事業に含める、もしくは営業雑収益を除いた売上高比で算出すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (3)
130	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	営業外費用に算定誤りがあった。	営業外費用は、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (5)に基づき、適正な固定資産金額比、配賦係数にて算出すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (5)
131	託送供給収支	託送収支計算における「事業税」の算定誤り	託送収支計算における「事業税」について、誤って算定していた。	「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 2. (4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 2. (4)
132	託送供給収支	託送収支計算における「一般管理費」の算定誤り	託送収支計算における「一般管理費」の機能別展開について、誤って算定していた。	「一般管理費」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 (第3条関係) 2. (2)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 2. (2)

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
133	託送供給収支	超過利潤計算書における「税引前託送供給関連部門当期純利益」の算定誤り	超過利潤計算書における「税引前託送供給関連部門当期純利益」について、誤って算定していた。	「税引前託送供給関連部門当期純利益」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3（第5条関係）1. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.
134	託送供給収支	託送収支計算における「託送供給量」の算定誤り	託送収支計算における「託送供給量」について、誤って算定していた。	「自社託送収益に係る託送供給量」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1（第3条関係）1.（2）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係）1.（2）
135	財務諸表	営業費明細書における「固定資産除却費」の計上漏れ	営業費明細書における「固定資産除却費」について、計上漏れがあった。	「固定資産除却費」について、ガス事業会計規則 第2条第1項に基づき、適正に算定すべきである。併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条第1項
136	財務諸表	営業費明細書における「固定資産除却費」の計上漏れ	営業費明細書における「固定資産除却費」について、計上漏れがあった。	「固定資産除却費」について、ガス事業会計規則第2条第1項に基づき、適正に算定すべきである。併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条第1項
137	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	「想定原価と実績費用との乖離額」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3（第5条関係）1.（7）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.（7）
138	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	「想定原価と実績費用との乖離額」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3（第5条関係）1.（7）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.（7）
139	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の作成において、建設仮勘定に計上すべき工具器具の金額を除いて算定。	建設仮勘定に係る資産は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2. に基づき、託送資産明細書に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
140	託送供給収支	本支管投資額実績表の記載誤り	託送資産明細書の誤入力。	本支管投資額については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2に基づき、本支管投資額実績表に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
141	財務諸表	営業費振替明細書の計上誤り	営業費明細表において、計上すべきものが適切に計上されていなかった。	労務費については、ガス事業会計規則第1 1条に基づき、営業費明細に整理すべきである。	ガス事業会計規則第1 1条
142	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の算定について、労務費の一部を計上していなかった。	労務費については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）①に基づき、供給販売費に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
143	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、誤った数値で算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）①に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）①

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
144	託送供給収支	雑収入の計上誤り	営業外収益の雑収入について、直近の料金改定時の控除項目が計上されていなかった。	営業外収益について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)に基づき、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは雑収入に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
145	託送供給収支	特別損失の算定誤り	託送収支計算書の特別損失について、適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の特別損失について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
146	託送供給収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における事業税の計上を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
147	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費（委託作業費）の算定において、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費のその他経費について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
148	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、固定資産除却損が適正に計上されていなかった。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2. に基づき、固定資産除却損を適正に算定し、ガス事業に係る費用から控除して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
149	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比及び人員比が適正に算定されていなかった。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①
150	託送供給収支	一般管理費（事業税除く）の算定誤り	事業税を除く一般管理費が適正に算定されていなかった。	事業税を除く一般管理費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②に基づき、租税課金に計上された事業税を適正に控除すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
151	託送供給収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の算定において、無形固定資産が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の無形固定資産について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2. に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
152	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費（修繕費及び賃借料）の算定において、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費の算定において、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
153	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の賃借料について、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費の算出にあたっては、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
154	託送供給収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書の事業税について、適正に計上されていなかった。	事業税については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)に基づき、監査年度の事業税を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)

2024年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
155	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の修繕費の算定において、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費の算定において、ガス事業託送収支計算規則別表第1 2. (1)に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
156	託送供給収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定の算定において、託送資産として特定できないものを計上していた。	託送資産の算定においては、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
157	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益のその他について、計上漏れがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (3)に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
158	託送供給収支	特別損失の算定誤り	特別損失について、計上漏れがあった。	特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)